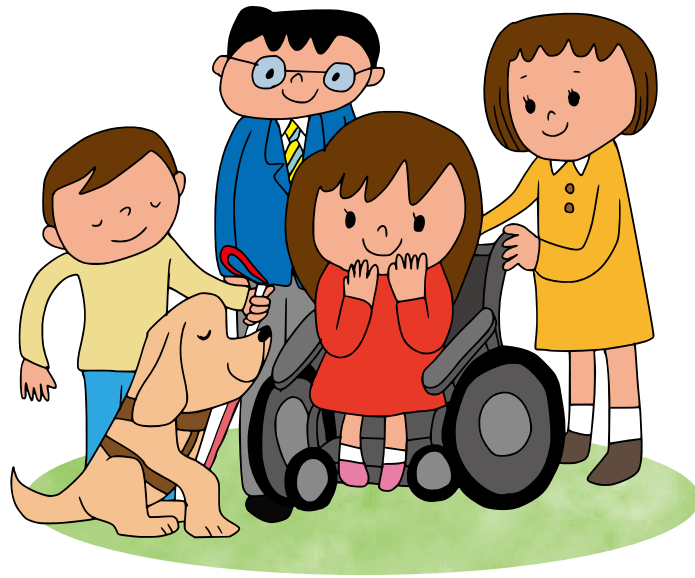


ち いきまよせいしやかい
地域共生社会の実現を目指して

ひろしまし 広島市

しょうがい りゆう さべつ 障害を理由とする差別の かいしょう すいしん かん じょうれい 解消の推進に関する条例

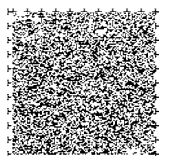
ひろしまし しょうがいしゃ さべつかいしょうすいしんじょうれい
(広島市 障害者差別解消推進条例)



ひろしまし じぎょうしゃおよ しみん いったい しょうがい りゆう
広島市、事業者及び市民が一体となって障害を理由とする
さべつ かいしょう とく く すべ しみん す な ちいき
差別の解消に取り組み、全ての市民が住み慣れた地域で
ささ あ じりつ く い ちいき とも つく
支え合い、自立しながら、暮らしと生きがい、地域を共に創る
「まち」 ひろしま じつげん めざ じょうれい せいてい
[まち] 広島の実現を目指し、この条例を制定しました。



ひろしまし
広島市



目 的

この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して、以下の内容を定めることにより、地域共生社会の実現に役立てることを目的としています。

- ◆ 基本理念、市の責務、事業者及び市民の役割、並びに相談及び紛争解決のための体制整備
- ◆ 障害及び障害者に対する関心と理解の促進、その他の障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を考えたり、行ったりするうえで基本となる事項

市の責務

障害及び障害者に対する関心と理解の促進その他の障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に策定すること、及び実施する責任と義務があります。



事業者の役割

事業を行うに当たり、障害及び障害者に対する関心と理解を深めるとともに、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に行うことと、本市が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

市民の役割

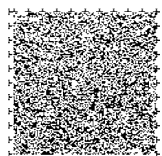
障害及び障害者に対する関心と理解を深めるとともに、本市が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

障害者とは？

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）、難病による障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある人であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいい、障害者手帳等を持つ人に限りません。

事業者とは？

商業その他の事業を広島市内で行う者であり、個人事業者やボランティアなどの対価を得ない無報酬の事業を行う者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人なども、同種の行為を繰り返し続ける意思をもって行っている場合は事業者として扱われます。



しょうがい りゆう さべつ きんし 障害を理由とする差別の禁止

しょうがい りゆう さべつ ふとう さべつてきとりあつかい せいとう りゆう しょうがい りゆう
障害を理由とする差別とは、不当な差別的取扱い（正当な理由なく、障害を理由として、
しょうがいしゃ ひと こと ふりえき とりあつかい また ごうりてきはいりよ しょうがい
障害者でない人と異なる不利益な取扱いをすること）をすること、又は合理的配慮（障害
じょうたい おう しゃかいてきしょうへき じよきよ ひつよう てきせつ へんこうまた ちょうせい じつ
の状態に応じた社会的障壁の除去のための必要かつ適切な変更又は調整であって、その実
し とみな ふたん かじゅう
施に伴う負担が過重でないもの）がされないことをいいます。

しゃかいてきしょうへき 社会的障壁とは？

しょうがい ひと にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな うえ こんなん じょうきよう
障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で困難な状況
となるようなものをいいます。

- ① しゃかい じぶつ つうこう りよう しせつ せつび
社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）
- ② せいど りよう せいど
制度（利用しにくい制度など）
- ③ かんこう しょうがい ひと さんざい いしき かんしゅう ぶんか
慣行（障害のある人の存在を意識していない慣習、文化など）
- ④ かんねん しょうがい ひと へんけん
観念（障害のある人への偏見など）



	ひろしまし くに ぎょうせい きかん 広島市や国などの行政機関	じぎょうしゃ 事業者
ふとう さべつてきとりあつかい 不当な差別的取扱い	きんし 禁止（してはいけません）	きんし 禁止（してはいけません）
ごうりてきはいりよ じっし 合理的配慮の実施	ほうてきぎむ 法的義務（しなければいけません）	どりよくぎむ 努力義務（するようにつとめなければいけません）

しみん やくわり 市民の役割は？

しみん こじんてき こうい しそう げんろん じょうれい きせい
市民の個人的な行為や、その思想、言論については、条例により規制
ふてきとう かんが しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほう
することは不相当と考えられることから、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法
りつ しょうがいしゃ さべつかいしょうほう どうよう じょうれい たいしやう
律（障害者差別解消法）」と同様、この条例では対象とはしていません。

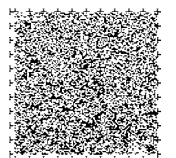
しかしながら、しょうがい りゆう さべつ かいしょう しみんひとりひとり しょうがいおよ しょう
障害を理由とする差別を解消するためには、市民一人一人が障害及び障
がいしゃ たい かんしん りかい ふか しゃかいてきしょうへき と のぞ ひつよう
害者に対する関心と理解を深めることにより、社会的障壁を取り除いていく必要があります。
しょうがい うむ あいて おも きも も ほんし じぎょうしゃおよ しみん いったい
障害の有無にかかわらず、相手を思いやる気持ちを持ち、本市、事業者及び市民が一体
しょうがい りゆう さべつ かいしょう と く
となって、障害を理由とする差別の解消に取り組んでいきましょう。

このマーク知っていますか？



ヘルプマーク

し ぎそく じんこうかんせつ しょう かた ないぶしょうがい
市では、義足や人工関節を使用している方、内部障害や
なんびょう かた はいりよ えんじよ ひつよう がいけん わ かた
難病の方など、配慮や援助を必要としていることが外見からは分からない方が、
しゅうい はいりよ ひつよう し えんじよ え
周囲に配慮を必要としていることを知らせることにより、援助が得やすくなる
とうきょうと さくせい ふきゅうそくしん と く
マークとして、東京都が作成した「ヘルプマーク」の普及促進に取り組んでいま
み かた み ばあい でんしゃ ない せき
す。ヘルプマークを身につけた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、
こま こえ おも こうどう ねが
困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



ふとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱い

せいとう りゆう しょうがい りゆう しょうがいしゃ ひと こと ふ りえき とりあつか
 正当な理由がないのに、障害を理由として、障害者でない人と異なる不利益な取扱いを
 することをいいます。

せいとう りゆう あんぜん かくほ ざいさん ほぜん じぎょうしゃ じむ じぎょう もくてき ないよう き のう
 正当な理由とは、安全の確保、財産の保全、事業者の事務・事業の目的・内容・機能の
 いじ そんがいはっせい ぼうし かんてん こべつ ばめん じょうきょう おう そうごうてき きゃっかんてき はんだん
 維持、損害発生防止などの観点から、個別の場面や状況に応じて総合的・客観的に判断
 する必要があります。また、正当な理由があると判断した場合は、事業者は障害のある人に
 ひつよう せいとう りゆう はんだん ばあい じぎょうしゃ しょうがい ひと
 その理由を説明し、理解を得るよう努めることが必要です。

ふとう さべつてきとりあつか れい 不当な差別的取扱いの例

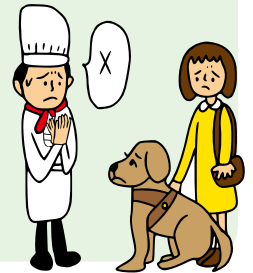
ぎょうせい きかん 行政機関など

- まどぐちたいおう きよひ じゅんばん あとまわ
 ・窓口対応を拒否する、順番を後回しに
 する、
 しょめん しりょう
 書面や資料を
 わた
 渡さない
- しせつ にゅうじょう り
 ・施設などの入場や利
 よう きよひ せいげん
 用を拒否・制限する



いんしよくてん しゆくはくしせつ 飲食店・宿泊施設など

- しんたいしょうがいしゃ ほじょけん どうはん きよひ
 ・身体障害者補助犬の同伴を拒否する
- しょうがい りゆう にゅう
 ・障害を理由として、入
 てん しゆくはく きよひ
 店や宿泊を拒否する
- ほごしゃ かいじょしゃ どう
 ・保護者、介助者の同
 はん じょうけん
 伴を条件とする



こうつう てつどう 交通（鉄道、バス、タクシーなど）

- しんたいしょうがいしゃ ほじょけん どうはん りゆう じょう
 ・身体障害者補助犬の同伴を理由に乗
 しゃ きよひ
 車を拒否する
- しょうがい りゆう
 ・障害を理由として、
 じょうしゃ きよひ
 乗車を拒否する



す 住まい

- しょうがい りゆう ぶつ
 ・障害を理由として、物
 けん ちゅうかい きよひ
 件の仲介を拒否する
- しょうがい りゆう せい
 ・障害を理由として、誓
 やくしょ ていしゆつ もと
 約書の提出を求める



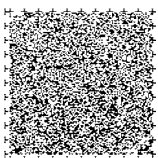
びやういん ふくし しせつ 病院・福祉施設など

- びやういんじゅしん さい しゅわつうやく どうはん
 ・病院受診の際に、手話通訳の同伴
 きよひ
 を拒否する
- ほんにん むし かいじょしゃ しえんしゃ
 ・本人を無視して、介助者・支援者
 つそしゃ はな
 や付き添い者のみに話しかける



がっこう 学校など

- がっこう にゅうがくしゆつがん じゅり じゅけん にゅうがく じゅ
 ・学校への入学出願の受理、受験、入学、授
 ぎょう じゅこう けんきゅう しどう じっしゅう こうがいきょうい
 業の受講、研究指導、実習などの校外教育
 かつどう にゅうりょう しきてんさんか きよひ
 活動、入寮、式典参加などについて、拒否
 したり、正当な理由のない条件を付加する
- しけん せいとう りゆう じょうけん ふか
 ・試験などにおいて合理的配
 りよ う りゆう し
 慮を受けたことを理由に、試
 けんけつ か ひょう かないしやう じやがい
 験結果を評価対象から除外
 ひょうか さ
 したり評価に差をつける



合理的配慮の提供

合理的配慮とは、障害の状態や年齢・性別に応じた社会的障壁の除去のための必要かつ適切な変更又は調整であって、その実施に伴う負担が過重でないものを言います。

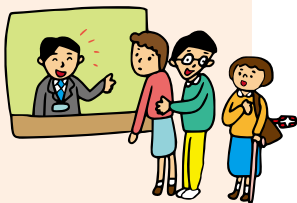
負担が過重かどうかは、事務・事業への影響の程度や費用・負担の程度などの要素を考慮し、個別の場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する必要があります。

また、過重な負担に当たると判断した場合は、事業者は障害のある人にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが必要です。

合理的配慮の例

行政機関など

- ・ 順番を待つことが苦手な障害のある人に対し、周囲の理解を得た上で手続き順を変更する
- ・ 疲労や緊張などに配慮し別室や休憩スペースを設ける

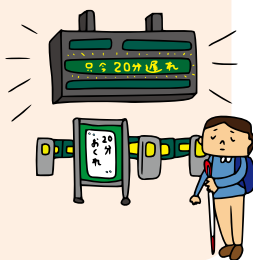


飲食店・宿泊施設など

- ・ 段差がある場合に、車いす利用者にキャスター上げなどの補助をする
- ・ エレベーターがない施設の上下階に移動する際、マンパワーで移動をサポートする
- ・ 車いす使用を事前に伝えてもらい、出入りがしやすい場所のテーブルを準備する

交通（鉄道、バス、タクシーなど）

- ・ 遅延情報について、音声案内だけでなく、電光掲示を行う
- ・ 停留所名表示器などの設置のほか、肉声による音声案内をこまめに行う



住まい

- ・ 最寄駅から一緒に歩いて確認したり、室内の様子を手を添えて案内する
- ・ 障害のある人の求めに応じてバリアフリー物件などがあるかを確認する



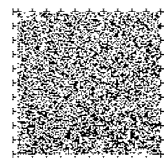
病院・福祉施設など

- ・ 車いすの利用者が利用しやすいようカウンターの高さに配慮する
- ・ 治療において、治療の手順を表にし、て見通しを示す



学校など

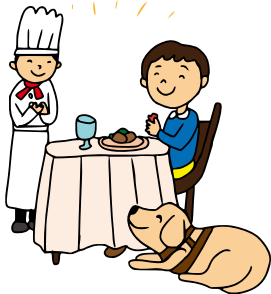
- ・ 意思疎通のために絵や写真カード、ICT（情報通信技術）機器などを活用する
- ・ 運動会で、休憩室を設置し、暑さ対策などで利用する
- ・ 受講科目を選択する際、学生相談室や学部担当教員と連携して、適切な選択となるよう個別に支援・指導を行う



しょうがい りゆう さべつ かいしょう む 障害を理由とする差別の解消に向けて

◎ まずはお互いの立場を踏まえた当事者間の建設的対話により、解決を図りましょう。

けんせつてきたいわ 建設的対話のポイント

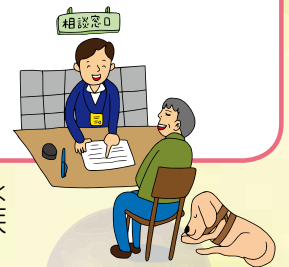


- ・ どういった配慮が必要なのか、双方で具体的にしっかりと確認しましょう。
- ・ 対応が難しい場合は、事業者は障害のある人にその理由を説明し、理解を得られるよう努めましょう。
- ・ お互いの立場を踏まえながら、どういったことならできるか、他の方法がないか、一緒に考えてみましょう。

◎ 話し合っても解決しない場合、どのように話したらよいかわからない、話し合いについて助言が欲しい、といった場合など、困ったときは市の相談窓口までご連絡ください。
障害者本人、その家族や関係者のほか、事業者の方からの相談も受け付けます。窓口では、解決に向けた話し合いや調整、助言等を行います。

し そうだんまどぐち 市の相談窓口

- **障害者の権利相談ダイヤル「広島市障害者110番」**
窓 口：(福) 広島市手をつなぐ育成会 〒733-0004 広島市西区打越町17番27号
電話/FAX：082-537-1777 相談日・時間：月～金 9:00～17:00
- **広島市障害福祉課** 電話：082-504-2147 FAX：082-504-2256
メールアドレス：shougai@city.hiroshima.lg.jp
- **市役所・各区役所の窓口や事務・事業を実施する課等**

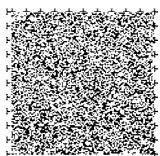


◎ 市の相談窓口にご相談してもなお解決しないとき、障害者本人又はその家族その他の関係者は、市長に対し助言又はあっせんのお申し立てができます。

かんれん た ほうりつ 関連するその他の法律

しょうがいしゃ さべつかいしょうほう かんれん い か ほうりつ くわ かくしやう
障害者差別解消法に関する以下の法律があります。詳しくは各省のホームページをご確認ください。

- ・ 身体障害者補助犬法：厚生労働省
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）：厚生労働省
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）：国土交通省



相談及び紛争解決の仕組み

しょうがいしゃほんにんまた かぞく た かんけいしゃ じぎょうしゃ
 障害者本人又はその家族その他の関係者、事業者

けんせつてきたいわ かいけつ
 建設的対話による解決

かい けつ
 解決!

し そうだんまどぐち そうだん
 市の相談窓口への相談



し そうだんまどぐち
 市の相談窓口

- じ じつかくにん せつめい じょうほうていきょう
 ・ 事実確認・説明、情報提供
- ちょうせいおよ じよげん
 ・ 調整及び助言
- かんけいぎょうせい き かんとう つうほう とう
 ・ 関係行政機関等への通報 等

かい けつ
 解決!

し そうだんまどぐち そうだん かいけつ
 市の相談窓口にも相談しても解決しないとき

じよげんまた もうした しょうがいしゃほんにんまた かぞく た かんけいしゃ
 助言又はあっせんの申立て（障害者本人又はその家族その他の関係者）

し ちよう まどぐち しょうがいふくし か
 市長（窓口：障害福祉課）

- ちよう さ
 ・ 調査
- ひろしまし しょうがいしゃ さ べつかいしょうちょうせいしん ぎ かい
 ・ 広島市障害者差別解消調整審議会
 への諮問

ひろしまし しょうがいしゃ さ べつかいしょうちょうせいしん ぎ かい
 広島市障害者差別解消調整審議会

- ちよう さ しん ぎ
 ・ 調査審議
- じよげんまた あん さくせい
 ・ 助言又はあっせんの案の作成
- し ちよう とうしん
 ・ 市長への答申

ひろしまし しょうがいしゃ さ べつかいしょうちょうせいしん ぎ かい とうしん ふ じよげんまた
 広島市障害者差別解消調整審議会の答申を踏まえた、助言又はあっせん

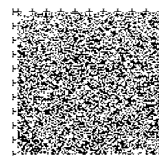
しょうがいしゃほんにんまた かぞく た かんけいしゃ じぎょうしゃ
 障害者本人又はその家族その他の関係者、事業者

じゆたく
 受諾

かい けつ
 解決!

し ちよう まどぐち しょうがいふくし か
 市長（窓口：障害福祉課）

- じぎょうしゃ せいとう りゆう じよげんまた
 ・ 事業者が正当な理由なく助言又はあっせんに
 従わない場合 ⇒ 『**勧告**』
 - じぎょうしゃ せいとう りゆう かんこく したが ばあい
 ・ 事業者が正当な理由なく勧告に従わない場合
 で、非常に悪質な場合 ⇒ 『**公表**』
- ※公表の前には、事業者に意見陳述の機会
 があります。



しょうがい りゆう さべつ かいしやう すいしん し しさく 障害を理由とする差別の解消を推進するための市の施策

市では、障害を理由とする差別の解消を推進するため、以下のような施策に取り組みます。

◎ しょうがいおよ しょうがいしや たい かんしん りかい そくしん とりくみ
◎ 障害及び障害者に対する関心と理解の促進のための取組

◎ じやうほう ほしやうおよ いし そつう しえん
◎ 情報保障及び意思疎通の支援

しょうがいしや えんかつ じやうほう しゆとく およ りやう いし ひやうじ なら たにん いし そつう
障害者が円滑に情報を取得し、及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、手話、点字、文字の表示、分かりやすい表現を用いた表示、絵等を用いた表示その他の障害の特性に応じた意思疎通等の手段による情報の提供を行うとともに、意思疎通に係る支援、当該手段の普及等に関し必要な施策を行います。

なお、手話に関する施策を行うに当たっては、手話が独自の文法等を有する言語であるとの認識の下に行います。

◎ た さいがいじ てきせつ じやうほうていきやうとう しえん かんきやうせいび しょうがい りゆう さべつ かいしやう とりくみ
◎ その他、災害時の適切な情報提供等の支援や環境整備、障害を理由とする差別の解消の取組
かん こうせき じぎやうしや ひやうしやう とりくみ じっし しやくいんけんしやう まいとしじっし
に関し功績がある事業者を表彰するなどの取組を実施するほか、職員研修も毎年実施します。

※ し しやくいん しみん みな ちいき でむ しょうがいしや さべつかいしやうほうとう がいやう しょうがいしや さべつ
市の職員が、市民の皆さんの地域に向き、障害者差別解消法等の概要や、障害者差別
かいしやうほうとう しこう とまな し とりくみとう せつめい しせい でまえこうざ じっし
解消法等の施行に伴う市の取組等について説明する「市政出前講座」も実施しています。
くわ し らん
詳しくは市のホームページをご覧ください。

ひろしまし しょうがいしや さべつかいしやう しえん ちいききやうぎかい 広島市障害者差別解消支援地域協議会によるネットワーク

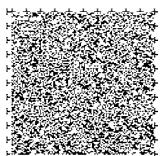
市では、しょうがい りゆう さべつ かいしやう こうかてき すず
障害を理由とする差別の解消を効果的に進めるために、かくぶんや かんけいきかん
各分野の関係機関から
えらばれた いいん こうせい ひろしまし しょうがいしや さべつかいしやう しえん ちいききやうぎかい せつち てきせつ そう
選ばれた委員で構成される「広島市障害者差別解消支援地域協議会」を設置し、適切な相
だんまどぐちきかん しょうかい ぐたいてきじあん たいおうれい きやうゆう きやうぎ ちやうてい ふんそうかいけつ
談窓口機関の紹介、具体的事案の対応例の共有・協議、調停・あっせんなどの紛争解決に
む せんもんきかん しょうかい ふくすうきかんとう さべつ かいしやう とりくみ おこな
向けた専門機関への紹介、複数機関等による差別の解消のための取組などを行っています。

じやうれい みなお 条例の見直しについて

し ちやう じやうれい しこうご しゃかいかんきやう へんかとう かんあん ひつやう
市長は、この条例の施行後、社会環境の変化等を勘案し、必要
みと
があると認めるときは、この条例の見直し等を検討します。

れいわ ねん がつはっこう ひろしまし けんこうふくしきよくしょうがいふくし ぶしょうがいふくし か
令和2年9月発行 広島市健康福祉局 障害福祉部 障害福祉課

ひろしまし なかくこくたいじまち ちやうめ ばん ごう でんわ
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話:082-504-2147
ふあつくす
FAX:082-504-2256 メールアドレス:shougai@city.hiroshima.lg.jp



しかく しょうがい ひと む おんせい かつじぶんしよみあ そうち いちぶ
これは視覚に障害のある人など向けの「音声コード」です。活字文書読上げ装置や、一部ス
つか よと か ぶんしやう おんせい よあ
マートフォンアプリを使って読み取ると、ページに書かれている文章を音声で読み上げます。